

季刊

労働 おきなわ

2006 Autumn

No.95



沖縄県観光商工部雇用労政課

目次

●Relay Essay 沖縄労働局雇用均等室長 豊平唯子	1
●平成18年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況	2
●平成18年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況	3
●平成18年度沖縄県労働大学講座及び 勤労青少年の日記念セミナー開始される	4
●緊急サポートネットワーク事業開始	5
●INFORMATION 労政・女性就業センター	6
映画『ダブルシフト～パパの子育て奮闘記』上映会	7
男女雇用機会均等法改正	8
労働保険適用促進月間	10
賃金不払残業解消キャンペーン	11
労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則改正	12
2020テレホン 労働通信教育講座	13
●労働相談	14
●労働委員会だより	15
●労働経済指標	16



表紙の写真は第31回勤労者美術作品展写真の部で県知事賞を受賞した嘉数和子さんの『かじまや』です
裏表紙は第6回沖縄県障害者技能競技会(地方アビリンピック)競技風景です

Relay Essay 46

「雇用均等室を知っていますか？」

沖縄労働局雇用均等室長 豊平唯子



会合等で、「雇用均等室を知っていますか？」と問いかけてみると、ほとんどの方が知らないという返事になります。「雇用均等室」という名称は、昭和47年の沖縄の本土復帰の際に「沖縄婦人少年室」となり、その後「沖縄女性少年室」に変わり、更に、平成12年4月に「沖縄労働局雇用均等室」に改称された事によります。この「沖縄労働局雇用均等室」（以下「雇用均等室」という）が所掌している法律は「男女雇用機会均等法」（以下「均等法」という）、「育児・介護休業法（以下「育・介護」という）、「パートタイム労働法」の三つの法律ですが、会合等に出席しているほとんどの方々はこの法律をご存知のようです。「雇用均等室」はこの三つの法律を労働者・事業主を含む県民に知っていただくことが重要な業務になっています。この三つの法律を実際に活用し、守っていただくことが、私たち「雇用均等室」の仕事です。女性労働者や事業主からこの三つの法律に係る相談等を受けます。もし、相談の内容が法律に抵触する場合は改善していただくこととなります。平成17年度に均等法に係る相談は、男性の上司から「身体を触れられた」「関係を迫られた」「卑猥な言葉を浴びせられた」等セクハラが一番多く、次に妊娠中における「定期的な検診の時間の確保」や「軽易業務への転換（労働基準法）」が主なものになっています。育・介護に係る相談は「育児休業取得後に原職等に戻れるか」「育児休業の取得を申し出たら困る」「パートには育児休業は適用されない」「期間雇用者（契約社員）には産休はない、育児休業もない」と言われ「契約期間の途中や期間満了を待たずに契約が終了した」又は「次回の契約は更新しない」等々が主な相談です。

ここで、法律の内容に少し触れてみます。まず、均等法は、雇用の場において、女性が男性に比べて差別されたり、不利に扱われたりすることなく、募

集・採用、配置・昇進、教育訓練、定年・退職に係る入り口から出口までの雇用における全ステージで均等に処遇されることを求めています。妊娠や出産は女性だけにしか出来ません。これらを理由に差別したり、不利に扱うことは禁止されています。女性が企業において、十分にその能力を発揮していく上には、仕事と家庭の両立が不可欠です。そこで、育児休業法が平成7年、介護休業法が平成11年に全事業所に適用されることになりました。育児や家族の介護は男女で行う。休業は男女が取得できる制度です。育児休業の利用は女性が多くを占めています。平成17年度の育児休業給付金の初回給付状況をみても2,034人中男性の利用者は21人です。

まず父親である男性が短い期間でも育児休業を取得してみてください。子どもと接することにより、今以上に子どもに対する愛情や妻に対する愛情も深まります。妻である女性労働者は夫が育児に関わることにより精神的・時間的にもゆとりが出ます。そうすると、もう一人子どもを産もうと考えるのではないのでしょうか。しかし、労働者が育児休業を取得したいと思っても、経営者や職場の理解が得られないと育児休業の取得は困難です。次代を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境づくりに企業は積極的に取り組んで欲しいと思います。制度が充実すると女性労働者は能力を発揮し、活き活きと働き続けられ、企業も生産性が向上し、利益のアップに繋がってくるという結果もでてきます。

どうぞ各企業においては制度の充実と女性の活用を図っていただき、男女労働者が充実した職業生活と家庭生活が図れるように一層の取組をお願い申し上げます。

均等法、育・介護、パート法のお問い合わせは
雇用均等室へ！ 電話098-868-4380

平成18年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

平均妥結額 3,317円 平均賃上げ率 1.35%

◇ 県雇用労政課では、県内の平均18年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況の結果をまとめた。

この調査は企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業188社を対象に、6月30日時点での要求妥結状況を集計したものである。

◇ 今回の調査では、124社から回答が得られ、要求・交渉のあった97社のうち、妥結に至った企業は76社で、妥結率は78.4%となっている。

◇ 平均妥結額は、3,317円、賃上げ率は1.35%となっており、前年(3,490円、1.42%)と比べ、額で173円減、率で0.07ポイント下回った。

さらに、妥結企業数を時期別にみると、3月まで12社(前年15社)、4月30社(同27社)、5月15社(同15社)、6月19社(同19社)となっている。

◇ 産業別妥結状況を見ると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(5,643円)」、「金融・保険業、不動産業(4,040円)」、「卸売・小売業(3,864円)」などの順になっている。

逆に低い産業は、「建設業(1,665円)」、「飲食店、宿泊業(2,542円)」、「運輸業(2,631円)」などの順になっている。

平成18年 中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

(平成18年6月30日現在)

産業区分	事項	企業規模1000人未満				
		集計対象企業数 社	妥結前平均賃金 円	要求額 円	妥結額 円	賃上げ率 %
全産業		76	246,262	8,737	3,317	1.35
製造業		17	265,577	6,441	3,123	1.18
食料品・たばこ		11	252,051	6,055	3,116	1.24
化学		1	×	×	×	×
石油・石炭製品		2	400,679	5,931	2,208	0.55
窯業・土石製品		1	×	×	×	×
鉄鋼		1	×	×	×	×
金属製品		1	×	×	×	×
農林水産業		0	0	0	0	0.00
鉱業		0	0	0	0	0.00
建設業		3	250,513	2,509	1,665	0.66
電気・ガス・熱供給・水道業		5	239,378	5,684	3,270	1.37
情報通信業		7	314,672	20,450	5,643	1.79
運輸業		22	234,408	10,314	2,631	1.12
卸売・小売業		13	219,005	5,044	3,864	1.76
金融・保険業、不動産業		3	280,406	9,510	4,040	1.44
飲食店、宿泊業		4	182,216	7,348	2,542	1.40
医療、福祉、教育、学習支援業		1	×	×	×	×
複合サービス業、サービス業		1	×	×	×	×

1 数値は単純平均である

2 ×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの

平成18年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況

平均妥結額 459,127円 平均要求額 608,535円

◇ 県雇用労政課では、県内の平成18年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況の結果をまとめた。

この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業186社を対象に、7月31日時点での要求妥結状況を集計したものである。

◇ 今回の調査では、125社から回答が得られ、要求・交渉のあった108社のうち、妥結に至った企業は92社で、妥結率は85.2%となっている。

◇ 平均妥結額は、459,127円で、平均要求額は、608,535円となっている。

ベース平均賃金245,598円に対し、夏季一時金妥結額は、1.87月分となっている。

これを昨年と比較すると、要求額で、15,538円増、妥結額では、368円増となっている。

なお、前年の妥結額が分かり、かつ今年の妥結額も把握できた企業同士で比較すると、今年457,369円、前年453,293円となり、4,076円増、率で0.9ポイント上回った。

◇ 産業別妥結状況を見ると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(806,771円)」、「石油・石炭製品(792,532円)」、「金融・保険業、不動産業(576,741円)」などの順となっている。

逆に低い産業は、「建設業(323,256円)」、「金属製品(326,400円)」、「運輸業(332,827円)」などの順となっている。

平成18年 中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況(企業規模1,000人未満)

(平成18年6月30日現在)

産業区分	事項	集計対象全企業の妥結状況				前年妥結額把握企業の妥結状況		
		集計対象企業数 社	ベース平均賃金 円	妥結額 円	要求額 円	左のうち前年も妥結した企業数 社	本年の妥結額 円	前年の妥結額 円
全産業		92	245,598	459,127	608,535	90	457,369	453,293
製造業		24	249,455	498,791	629,438	24	468,678	483,835
食料品・たばこ		17	241,530	483,684	618,184	17	441,171	457,954
化学		1	×	×	×	1	×	×
石油・石炭製品		2	383,925	792,532	857,108	2	792,532	694,690
窯業・土石製品		1	×	×	×	1	×	×
鉄鋼		1	×	×	×	1	×	×
金属製品		2	199,727	326,400	385,500	2	326,400	345,000
農林水産業		0	0	0	0	0	0	0
鉱業		0	0	0	0	0	0	0
建設業		5	229,888	323,256	461,019	5	323,256	330,439
電気・ガス・熱供給・水道業		4	244,183	512,886	620,026	4	512,886	525,356
情報通信業		8	322,693	806,771	1,081,781	8	806,771	782,494
運輸業		26	227,941	332,827	530,698	24	345,824	346,888
卸売・小売業		11	225,451	462,646	515,706	11	462,646	420,040
金融・保険業、不動産業		4	256,746	576,741	586,320	4	576,741	565,959
飲食店、宿泊業		5	220,831	344,239	430,636	5	344,239	316,268
医療、福祉、教育、学習支援業		4	288,473	541,028	684,615	4	541,028	543,814
複合サービス業、サービス業		1	×	×	×	1	×	×

1 数値は単純平均である

2 ×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの

平成
18年度

沖縄県労働大学講座及び勤労青少年の日 記念セミナー開催される

労使及び一般県民が労働問題に関する知識と理解を深めることにより、健全な労使関係の確立と労働者福祉の向上を図ることを目的として、平成18年度沖縄県労働大学講座が去る7月21日、那覇市産業支援センターにて開催されました。

また同時開催として、心身の成長過程にある勤労青少年が、充実した職業生活を送ることができるよう働くうえで必要な基本的知識を身につける事を目的に「勤労青少年の日」記念セミナーが開催されました。

まず「勤労青少年の日」記念セミナーとして、法政大学教授の浜村彰氏をお招きして「働く人の基本的な権利と義務」というテーマで御講演いただきました。浜村先生は、解雇やサービス残業、賃金制度、労働条件など、働く人が損をしないための法律知識を解りやすく解説されました。

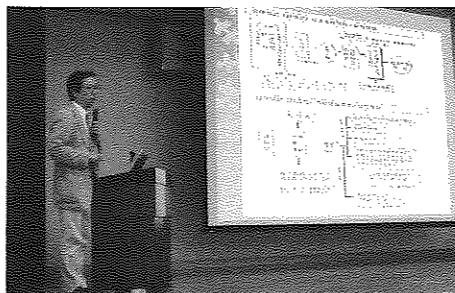
解雇に関して、労働者に与える影響が大きいので民法とは別に労働基準法などの法律がある。解雇をする場合は労働契約関係を解消せざるをえない客観的な理由が必要だが、それを理解していない経営者が多く、トラブルが多発していること。残業に関して、労働基準法第36条に基づく協定を労働組合と使用者が締結しないと残業できないが、協定を締結せずに残業をさせている企業は約7割にのぼること。サービス残業の不払い賃金を巡り、労働基準監督署から毎年総額2億円近くの支払い命令が出されていること。サービス残業の撲滅は難しいので労働基準監督署を積極的に利用すること。賃金についてはたとえ会社を辞めた場合でも、働いた分の未払い賃金は受け取る権利があること。労働条件について、不利益変更がよく問題となるが、不利益変更の必要性と不利益変更の内容・程度により変更が可能かどうか決まること。労働組合に関しては、組織率が落ちているが、労働者が頼りにできるのは労働組合しか

ないし、労働組合法で権利が手厚く保護されているのでそれを活用したほうがいいことなどを話されました。

次に「沖縄県労働大学講座」として、弁護士の比嘉正幸氏をお招きして「会社と社員のトラブル解決手段～個別的労働紛争を解決するための制度及び手続」というテーマで御講演いただきました。

比嘉先生は、働く人たちの権利が侵害されたときにどうすればよいか、その労働紛争を解決するにはどのような手段があるか、について話されました。

行政による解決手段としては、労働局による相談あっせん手続きとして、総合労働相談の窓口や紛争調整委員会によるあっせんがあり、県による相談あっせん手続きとしては、労政・女性就業センターによる相談窓口や、労働委員会による労働紛争の調整手続などを説明されました。また、今年4月に始まった裁判所の制度として労働審判制度があり、3人の審判官が申し出から3回以内の期日で結論を出し、紛争の解決にあたるものであることも説明されました。労働審判制度の特徴としては3回以内の期日で審判が修了するので、通常の裁判と比べて結論が出るまでがスピーディであることがあげられ、課題としては、将来労働審判の申し立てが増加した場合、労働関係の専門家があたりとされている労働審判員の数の確保の問題や、3回という少ない期日であるため、争点をしぼりきれず結論がでないのではないか、ということもあげられていました。当日は約120名の参加者があり、皆さん熱心に聞き入っていました。



(財) 労働者福祉基金協会

10月1日よりスタートします！子育て緊急サポートネット

ファミリー・サポートセンターでは対応が難しかった病児の預かりや宿泊を伴う預かりなど、専門性の高い子育てサポートを行うため、県内で活動しているNPOなどを中心としたネットワークが出来ました。

サポートのしくみはファミリー・サポート・センターと同じで、利用会員、サポート会員が事務局に登録、コーディネーターを通じて活動を行います。

利用料金は1時間700円～800円で、宿泊を伴う場合(22時～翌朝7時まで)は1時間500円となります。

サポート会員は、看護師や保育士などの有資格者等で、事務局が実施する講習会を修了していただければ登録が可能です。

また、ファミリー・サポート・センターの設置が難しい町村にお住まいの方も会員登録、活動ができるのが「緊サポネット」の特徴です。

いざという時の安心のために、会員登録をしてみたいはいかがでしょうか？



子育て緊急サポートネットワークおきなわでは、病児の預かりや、急な残業、出張等による宿泊をふくむ預かりなど、子育てをサポートすることで誰もが安心して働ける環境を、整備することを目的に実施しています。

緊急サポートネットワークの仕組み

サポートセンターと対応エリア

主な援助内容

- 病児・病後児の預かり
- 緊急度の高い保育所や学童、学習塾等にすぐに迎えにいけなかったなど、困った経験がある方
- 急な残業、出張・夜勤の際の宿泊をふくむ預かり
- 障がい児保育の預かり など

子どもの対象年齢：0歳～20歳未満まで
(但し、学生の場合は年齢不問)

サポート会員条件

- 看護師・保育士・保健師等の有資格者
- 子育て経験がある方
- 現在、ファミリーサポートセンターの会員か、保育サポーターに登録されている方(スキルアップ資格有り)

※登録(申込、面接)に加入します。保険料は当方で負担します。※登録後、緊急サポート研修を受けていただきます。

利用料金

時間	7:00～19:00	19:00～7:00	22:00～7:00
昼間	700	500	500
夜間・早朝	800	700	700
宿泊	500	300	300
土・日・休日	800	700	700

※1……事前に予約があった場合のみ
※キャンセル料・交通費・見守り等の詳細については、事務局へご連絡ください。

お問い合わせ先

子育て緊急サポートネットワークおきなわ事務局
TEL:098-931-0678
FAX:098-894-5543 携帯:090-9789-0132
〒904-2143 沖縄県那覇市3-7-13 海
mail:kinsapo@rofuku-okinawa.jp
http://kinsapo-okinawa.net

那覇センター 那覇市那覇 TEL:070-9890-8328	浦添センター 那覇市西3-8-14 TEL:098-983-8000
中城センター 那覇市西原4-7-1 TEL:090-2587-4949	北谷センター 北谷町1-1-1 TEL:098-688-4902
ベア・さぼーとセンター 那覇市知花 TEL:090-1949-8825	

※詳しくはホームページをご覧ください→<http://kinsapo-okinawa.net>

各市ファミリー・サポート・センターの入会もお待ちしています。

センター名	所在地	連絡先
那覇市ファミリー・サポート・センター	那覇市金城3-5-4 (那覇市社会福祉協議会内)	TEL: 857-8991 FAX: 857-6052
浦添市ファミリー・サポート・センター	浦添市内間2-18-2 (浦添市地域福祉センター内)	TEL: 870-0073 FAX: 870-5151
沖縄市ファミリー・サポート・センター	沖縄市高原7-35-1 (沖縄市福祉文化プラザ内)	TEL: 933-1234 FAX: 930-2886
うるま市ファミリー・サポート・センター	うるま市みどり町1-1-1 (うるま市役所保育課内)	TEL: 973-5427 FAX: 973-9819
名護市ファミリー・サポート・センター	名護市港2-1-1 (名護市中央公民館1階内)	TEL: 0980-53-5428 FAX: 0980-53-5440
宮古島市ファミリー・サポート・センター	宮古島市平良字下里442 (宮古島市働く女性の家内)	TEL (FAX兼): 0980-73-5245

※那覇市、名護市は今年4月からセンターの場所と連絡先が変わりました。

沖縄県労政・女性就業センターからのお知らせ

沖縄県労政・女性就業センターでは、女性の求職者に対して、就業に関する広範な相談を行うと共に就業に必要な技術などの講習を実施し、その就業援助を図るための事業をおこなっております。

本講習は、短期集中講座で就業に就くに必要な技術の資格取得に向け指導していくもので、受講生のレベルに応じた講師のきめ細やかな指導で検定合格に結び付けられるのが特徴です。

平成18年度の10月以降のコースは下記の内容により、4コースの講習を実施します。

平成18年度技術講習日程表

講習科目	講習期間	日数	講習曜日	会場	受付期間	定員
1 コールセンター	11.8(水)~12.6(水)	20	月~金	労政・女性就業センター	10.2~4	20
2 ワード3級	11.6(月)~12.1(金)	19	月~金	名護市マルチメディア館	10.16~18	20
3 介護事務	12.22(金)~H19.1.17(水)	8	月水金	労政・女性就業センター	12.4~5	30
4 ビジネスワーク	H19.1.31(水)~H19.3.9(金)	27	月~金	労政・女性就業センター	H19.1.15~17	20

- 応募資格** 就業を希望する女性で、取得した資格を生かした職に就きたい方、講習の全日程に出席できる方(学生・新卒・妊婦及び2年以内の受講者を除く)
- 講習期間** 約1~2ヶ月の短期集中講座です
- 講習時間** 9時~15時
- 受講料** 無料(ただし、教材費・検定料は自己負担)

- 申込方法** 受付日に申込場所へお越し下さい
- 受付時間** 9時~11時30分、13時~16時
- 申込場所**
 - 沖縄県労政・女性就業センター(那覇) 那覇市西3-11-1(三重城合同庁舎5階) TEL:098-863-1788
 - 沖縄県労政・女性就業センター(沖縄相談所) 沖縄市中央2-28-1(コリンザ2階)

平成18年度巡回労働相談

沖縄県労政・女性就業センターでは、巡回労働相談を実施しています。相談料は無料です。秘密も厳守します。お気軽にお近くの会場へお越しください!

- 相談員及び相談内容**
相談員: 沖縄県労政・女性就業センター職員、社会保険労務士、沖縄県中小企業労働相談員
相談内容: 賃金不払い、不当解雇、最低賃金法違反、パート労働問題など、労働に関する相談
- 巡回労働相談日程**

	地域別	日 時	場 所
第4回	宮古	平成18年10月3日(火) 13:00~16:30	宮古島市役所1階
第5回	八重山	平成18年10月4日(水) 13:00~16:30	八重山支庁1階会議室

○お問い合わせ: 〒900-0036 那覇市西3-11-1(沖縄県三重城合同庁舎5階)
沖縄県労政・女性就業センター TEL:0120-610-223、(098)863-1788、FAX:(098)863-1787

映画『ダブルシフト~パパの子育て奮闘記』上映会

—平成18年度仕事と家庭を考える月間イベント—



私は仕事に復帰するから、明日からあなたが父親休暇を取るのよ

スウェーデンの子育て事情から学ぼう!
そこには未来の日本の姿があるかも?

〈日時〉
平成18年10月30日(月)

○一回目(昼の部)
午後2時~午後4時
(開場13:30)

●二回目(夜の部)
午後6時~午後8時
(開場17:30)

〈場所〉
パレット市民劇場
(那覇市久茂地 1-1-1)
パレットもじ9F)

●ストーリー
タクシードライバーのヨナスとTVで天気番組を担当するエマは熱烈同棲中。ふたりは、愛の結晶が誕生しても「子育て」というシビアな現実をきちんと認識していたわけではなかった。
ヨナスは人手不足の会社に父親休暇を言い出せないまま、母親が育児休暇をとって当然とエマに育児を押しつけて8か月が経過。華やかなTV界を離れて一日中育児に明け暮れる生活に疲れたエマはノイローゼになり職場復帰宣言をする。「さあ、今度はあなたの番だわ」。
育児をバトンタッチされたヨナスは、タクシーと育児のダブルシフトでこの苦境を乗り切ろうとする。幸運にも、公園で知り合ったマッチョなライダー、ヨッケは、実は父親休暇中のベテラン。ヨッケに育児指導を受けて大助かりのヨナス。しかしこんな無理のある二重生活から、ある日とんでもない事件が...

同時開催
→ **<昼の部> 企業の事例発表**
~仕事と家庭の両立支援の取り組み~
企業名:未定
発表者:未定
時間:14:00~14:30(約30分)

→ **<夜の部> トークセッション**
~男性の育児参加を考える~
出演:山城智二(FECオフィス所属) 伊藤隆和(育児経験者) その他
時間:18:00~18:30(約30分)

※ 児...会場には託児室がありませんので、フレフレフォン(868-2020)又は那覇市ファミリー・サポート・センター(857-8991)をご利用ください。
※ 入場無料です。ご観覧を希望の方は当日会場までお越しください。
主催 沖縄県 共催 (財)21世紀職業財団沖縄事務所
お問い合わせ: 沖縄県観光商工部雇用労政課(労政福祉班) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号/TEL(098)866-2366/FAX(098)866-2355

男女雇用機会均等法が変わります！

平成19年4月1日スタート

職場に働く人が性別により差別されることがなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

改正のポイント (対照表)

● 性別による差別禁止の範囲の拡大

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性に対する差別を禁止 ○ 以下の事項に係る差別を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集・採用 ・ 配置・昇進・教育訓練 ・ 社内融資等の福利厚生 ・ 定年・解雇 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女双方に対する差別を禁止 ○ 以下について差別禁止の対象に追加、明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降格 ・ 職種・雇用形態の変更 ・ 退職勧奨 ・ 雇止め ・ 配置において権限の付与・業務の配分が含まれることを明確化
	<p>〔間接差別禁止規定の創設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省令で定める一定の要件については、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には、間接差別として禁止 <ul style="list-style-type: none"> ※ 今後省令で定めることが想定される内容 ① 募集・採用に当たり、一定の身長、体重又は体力を要件とすること ② コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用に当たり全国転勤を要件とすること ③ 昇進に当たり転勤経験を要件とすること

● 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省令で定める理由 ※1による解雇その他不利益取扱い ※2も禁止 <ul style="list-style-type: none"> ※1 今後省令で定めることが想定される内容 労働基準法の母性保護措置や均等法の母性健康管理措置（注：妊娠中の時差通勤等）を受けたこと等 ※2 今後定められることが想定される内容 退職勧奨、雇止め、パートタイムへの変更等 ○ 妊娠中・産後1年以内の解雇は、妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇ではないことを事業主が証明しない限り無効

● セクシュアルハラスメント対策

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場における女性に対するセクシュアルハラスメント対策として事業主に雇用管理上必要な配慮を義務づけ ※ 配慮義務の内容（指針） <ul style="list-style-type: none"> ① 方針の明確化、その周知 （例）社内報等への記載、就業規則への規定 ② 相談・苦情への対応 （例）担当者をあらかじめ定めておくこと ③ 事後の迅速・適切な対応 （例）事実関係の確認、事案に応じ配置転換等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性に対するセクシュアルハラスメントも対象 職場におけるセクシュアルハラスメント対策として事業主に雇用管理上必要な措置を講ずることを義務づけ 是正指導に応じない場合の企業名公表の対象に追加 事業主と労働者間の紛争について、調停など紛争解決援助の対象に追加

● 母性健康管理措置

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主に妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置を義務づけ <ul style="list-style-type: none"> ※ 措置義務の内容 ① 保健指導又は健康審査を受けるための必要な時間の確保 ② 保健指導又は健康審査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置を講ずること（※：妊娠中の時差出勤等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 是正指導に応じない場合の企業名公表の対象に追加 ○ 事業主と女性労働者間の紛争について、調停など紛争解決援助の対象に追加

● ポジティブ・アクションの推進

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主が以下の①～④のようなポジティブ・アクションに取り組む際に、国が相談その他の援助を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用に関する状況の分析 ② 男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成 ③ 措置の実施 ④ 必要な体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が事業主に対して行う援助の内容に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブ・アクションの実施状況を外部に開示する際援助を実施

● 過料の創設

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告聴取に応じない場合又は虚偽の報告を行った場合の過料（20万円以下）を創設

労働基準法

● 女性の坑内労働の規制緩和

現行法	改正法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として女性労働者の坑内（トンネル、鉱山の坑内）労働を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性技術者が行う管理・監督業務について坑内労働が行えるよう規制を緩和 <ul style="list-style-type: none"> ※ 妊産婦及び作業員の業務は、引き続き坑内労働禁止

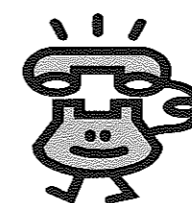
● 施行期日

平成19年4月1日

※ 改正均等法に基づく省令や指針は今後定められます

☆ 改正男女雇用機会均等法等のお問い合わせ

☆ 職場での男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業法、パートタイム労働法についてのお問合せ、ご相談などは・・・



お気軽に！

沖縄労働局雇用均等室

TEL:098-868-4380

住所:那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎

10月は 雇ったら 入る 「労働保険適用促進月間」です。

・・・未手続の事業主は早めに入的手続を・・・
厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならない政府管掌の保険です。

- ◆ 労災保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、また、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。
- ◆ 雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて労働者の職業の安定を図るため、雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業を行う制度です。

労働保険への加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、お早めに手続き下さい。

なお、中小事業主の加入手続き等の事務処理の便宜を図るため、労働保険事務組合への事務委託制度がありますのでご利用をお勧めします。

《未手続事業に対する費用徴収制度について》

加入手続きを怠っていた場合は

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。

なお、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険関係成立届けを提出していない期間中に、労働災害が生じ労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の100%又は40%を徴収することとなります。

★ 沖縄労働局は、労働保険の未手続事業一掃対策に強力に取り組んでいます。

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（TEL098-868-4038）または、最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

タダで
残業！

してませんか？
させてませんか？

11月は賃金不払残業解消キャンペーン月間です。

沖縄労働局労働基準部監督課

賃金不払残業は、いわゆるサービス残業のことですが、残業代（割増賃金）が支払われない残業は労働基準法違反になります。

賃金不払残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなっており、その解消を図っていくことは、家族とのふれあいを含めた心豊かな生活を送るうえで大変重要です。

労使の皆さんが、一体となって賃金不払残業の解消に向け、取り組まなければなりません。

11月を賃金不払残業解消キャンペーン月間と定め、賃金不払残業の解消の徹底を図ることとしています。

《賃金不払残業の解消のために労使に求められる役割》

① 労使の主体的役割

労使は、事業場内において賃金不払い残業の解消の実態を最もよく知るべき立場にあり、各々が果たすべき役割を十分に認識するとともに、労働時間の管理の適正化と賃金不払い残業の解消のために主体的に取り組むことが必要です。

② 使用者に求められる役割

労働基準法違反である賃金不払残業を解消するには、労働時間を適正に把握する必要がある、労働時間の適正な把握は使用者の責務です。したがって、使用者は賃金不払残業を起こすことのないよう適正に労働時間管理をしなければなりません。

③ 労働組合に求められる役割

賃金不払残業が行われることのないよう、労働組合はチェック機能を発揮して主体的に賃金不払残業の解消に努力するとともに、使用者が講ずる措置に積極的に協力しましょう。

④ 労使の協力

賃金不払残業の解消を図るための検討については、労使双方がよく話し合い、十分な理解と協力の下に行われることが重要です。労使が協力して取り組む体制を整備しましょう。

お問い合わせは、沖縄労働局（監督課098-868-4303）又は最寄りの各労働基準監督署へ

労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が改正され、平成18年9月1日から石綿・石綿含有製品の製造等が全面禁止に

今回の改正の概要は次のとおりです

I 労働安全衛生法施行令の改正

- (1) 国内の既存の化学工業施設等の一定の条件で使用されるパッキン等国民の安全の確保上必要なものを除き、石綿を含有する製品の製造を禁止する。
- (2) 規則の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」とする。

II 石綿障害予防規則の改正

- (1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みなどの作業について作業の届出等を行わなければならない。
- (2) 通常労働者が立ち入らない場所における臨時的作業（天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検・補修の作業、清掃の作業等）を行う場合においては、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させる。
- (3) 石綿等を取り扱う作業に使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならない。
- (4) 作業及び健康診断の結果の記録は、労働者が常時従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存しなければならない。

改正労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正については、沖縄労働局労「石綿相談コーナー」（毎週水曜日）又は各労働基準監督署へお問い合わせください。

職場のトラブル円満解決 労働局がお手伝いします。

個別労働紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくものが見られます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または、紛争を早期に解決することができます。

このため、総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの御相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしております。（御相談は無料です。）

解雇、労働条件、セクハラ、いじめ等

職場におけるトラブルの円満解決のお手伝いします。

《総合労働相談コーナー》

- * 沖縄労働局コーナー 098-858-6060
- * 那覇コーナー 098-868-8008
- * 沖縄コーナー 098-982-1400
- * 名護コーナー 0980-52-2691

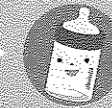


困ったときは、 フレフレ 2020 テレフォン

育児・介護・家事代行のサービスに関する情報を提供します。

応援します！
仕事と家庭の両立。

こんなとき...?
自宅の近くに保育所はないかな？
急な残業の時、保育所に迎えに行けなくて困っている。



育児情報

公立・私立保育所、幼稚園、ベビーシッター、保育サポーター（登録制）、放課後児童クラブなど

こんなとき...?
昼間一人のおじいちゃん。食事の支度が心配です。介護が長引きそう。専門の施設を利用したいけれど...



介護情報

高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、介護用品など

こんなとき...?
フルタイムで働いているので、掃除や夕食などの家事サービスを頼みたいが...



家事代行情報

家政婦(夫)紹介所など

相談無料

財団法人 21世紀職業財団 沖縄事務所：☎098-868-2020

月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時30分から午後4時30分 インターネットはフレフレネット www.2020net.jp

（フレフレ・テレフォン携帯電話サイトURL）*お使いの携帯電話の端末によっては、正しく表示できない場合があります。
NTTドコモ...www.2020net.jp/i/ au...www.2020net.jp/au/ その他...www.2020net.jp/m/

厚生労働省 21世紀職業財団

第44回 労働通信教育講座 ～ 10月中旬開講 ～

○総合コース

労働問題全般について体系的に学習できます。

- 「労使関係の経済学」猪木 武徳(国際日本文化研究センター教授)
- 「労働組合」神代 和欣(横浜国立大学名誉教授、LCA大学院大学教授)
- 「ヒューマン・リソース・マネジメント」佐野 陽子(嘉悦大学名誉学長、慶應義塾大学名誉教授)
- 「労働政策」花見 忠(上智大学名誉教授)
- 「年金・医療・労働保険」高山 憲之(一橋大学経済研究所教授)

○労働法コース

豊富な判例解説により労働関係法令を体系的に学習できます。

- 「労働契約」山口 浩一郎(上智大学名誉教授)
- 「賃金・労働時間」渡辺 章(専修大学法科大学院教授)
- 「労働法の新しい展開」中嶋 士元也(放送大学教授)
- 「労使コミュニケーションと法」諏訪 康雄(法政大学大学院政策科学研究科教授)
- 「労災補償」西村 健一郎(京都大学大学院法学研究科教授)

お申込み・お問い合わせ

独立行政法人 政策研究・研修機構(JILPT) 労働通信教育講座事務局

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel: 03(5991)9091 Fax: 03(5903)6114

E-mail: tsushin@jil.go.jp <http://www.jil.go.jp/tsushin/>

後援: 厚生労働省 / (社)日本労使関係研究協会

申込受付中

受講料
各コース 18,000円(税込)

学習期間
テキスト 毎月1冊(5回)
試験添削 5回

申込締切
平成18年9月29日(金)

懲戒解雇と解雇権の濫用

相談内容

懲戒解雇を言い渡されました。勤続期間もある程度あり退職金を期待していたのですが、懲戒解雇の場合支給されることはないのでしょうか。

相談解答

懲戒解雇者に対し退職金を支払うか否かについては、就業規則の退職金規程によって決まりますが、全額不支給とすることがほとんどです。とはいえ、懲戒解雇の事由がいかなるものであっても全額不支給と定めてさえいればいいというわけではありません。「退職金の全額を失わせるに足りる懲戒解雇の事由とは、労働者に永年の勤続の功を抹消してしまうほどの不信があったことを要し、即時解雇の事由より、さらに幻覚に解すべき」とした判例もあるように不支給規定が有効に適用できるのは、退職金が永年勤続の功を抹消してしまうほど著しく信義に反する場合に限られるとされています。もっとも懲戒解雇相当の行為があったとしても現実に懲戒解雇の手続がとられていない場合は、退職金の不支給規定は適用されません。

お問い合わせ先
 沖縄県労政・女性就業センター
 〒900-0036
 那覇市西3-11-1
 (沖縄県三重城合同庁舎5階)
 TEL:0120-610-223 (098)863-1788
 FAX:(098)863-1787

ポイント

1) 懲戒解雇とは、懲戒処分のうちもっとも重いもので、懲戒解雇の対象となった労働者は、① 即時退職 ② 退職金の全部または一部不支給 ③ 再就職への支障 といった多大な不利益を被ることになります。たとえ、形式的には懲戒事由に該当していたとしても、些細な理由での懲戒解雇は許されません。まず、使用者に対し理由の説明を求めることが重要です。

2) 懲戒解雇では即時解雇をするのが一般的です。しかし、労基法第20条で定める解雇予告手当を不支給にするための「労働者の責めに帰すべき事由」について労働基準監督署長の認定を受けなければ、予告手当を支払う義務が生じます。

3) 退職の事由が懲戒解雇であることは、今後の就職活動への大きな支障となります。また、雇用保険の基本手当の受給にも通常の解雇とは異なり、3カ月の給付制限があります。

4) 使用者の有する解雇権をどこまで認めるのかという問題はこれまで長く裁判で争われてきました。その結果、平成15年の労基法改正(平成16年1月1日施行)により、新たに、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、これを無効とする。(第18条の2)」という使用者の解雇権に歯止めをかける解雇権の濫用法理が法律の上でも明確にされました。

5) 懲戒解雇の不利益な点
 制裁的な意味の強い解雇であるため、① 解雇予告、解雇予告手当の支払いもなく解雇される。② 退職金の全部または一部不支給。③ 再就職にあたり、採用が見合わされる場合があるなどの不利益な取り扱いが生じます。

労働委員会だより

沖縄県労働委員会

争議行為の予告通知
 及び発生届けについて

今回は、争議行為の「予告通知」及び「発生届け」についてご紹介します。

争議行為の予告通知

労使間に紛争が発生した場合、双方が自主的に話し合いで解決することが望ましいですが、やむを得ずストライキやロックアウト(作業所閉鎖)等といった争議行為に及ぶことがあります。

争議行為を行う際、①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、③水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業、といった公益事業を行う事業所においては、当事者である労働組合又は使用者は、争議行為を行う日の少なくとも10日前までに労働委員会及び知事にその旨を書面によって予告通知(例えば争議行為を行う日が4月13日とすれば、4月2日までに通知しなければなりません)を行わなければなりません(労働関係調整法第37条)。

この予告通知は、あらかじめ争議行為が行われることを県民に周知させ、争議行為による県民の日常生活への影響を最小限にすることを趣旨としています。

予告通知を行う際には、書面に次の事項を記入の上、提出する必要があります。

- ① 通知者の名称、事業所所在地、代表者役職氏名、電話番号
- ② 争議行為を行う目的
- ③ 争議行為を行う日時
- ④ 争議行為を行う場所
- ⑤ 争議行為の概要
- ⑥ その他当事者において必要と認める事項

この予告通知はインターネットを使って沖縄県ホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)の「電子申請(eおきなわポータル)」からも行えます。

なお、予告通知を怠って争議行為をした場合、法により10万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください(労働関係調整法第39条)。

争議行為の発生届け

争議行為が発生したときには、事業の種類にかかわらずその当事者は直ちにその旨を労働委員会又は知事に届け出なければなりません(労働関係調整法第9条)。

この発生届けの趣旨は、労働委員会は労働争議の解決を任務とし、知事も労働行政の担当者として調停の請求を行う場合もあり、常に労働争議に関する情勢を的確に把握しておく必要があるからです。

争議行為を届け出る場合、口頭又は電話など適宜な方法で行ってください。

☆☆☆ 事務局から一言 ☆☆☆

以上の「争議行為の予告通知」「争議行為の発生届け」について何か疑問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。また、ホームページも開設しておりますのでご利用ください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
 TEL 098-866-2551 FAX 098-866-2554
 ホームページ <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>
 Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	完全 失業率	一般職業紹介状況				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H12=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
平成7年	34,684	226,701	5,961	43,677	33	5.8	20,429	3,777	0.18	1,270	98.0	98.5
8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	98.2	98.6
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	99.4	100.4
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	100.2	101.0
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	100.2	100.7
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	100.0	100.0
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	99.0	99.3
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	97.9	98.4
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	97.6	98.1
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	97.7	98.1
17年7月	32,339	272,500	10,951	97,229	45	7.0	36,199	14,328	0.40	2,539	96.8	97.6
8月	32,315	270,676	10,937	99,970	51	7.9	35,537	14,189	0.40	2,445	96.8	97.7
9月	32,219	273,392	10,966	96,458	58	8.9	35,458	14,691	0.41	2,582	96.9	98.0
10月	32,174	273,680	11,043	96,075	58	8.8	36,149	15,113	0.42	2,652	96.7	98.1
11月	32,192	274,178	11,035	95,094	52	7.9	34,950	14,736	0.42	2,358	96.4	97.8
12月	32,228	275,256	11,038	97,513	52	8.0	31,555	13,748	0.44	2,000	96.6	98.0
18年1月	32,046	274,227	11,023	99,295	46	7.2	31,867	14,649	0.46	2,290	96.8	98.1
2月	32,002	275,464	10,945	98,495	47	7.5	32,497	16,037	0.49	2,471	96.4	97.8
3月	31,885	273,591	10,975	97,085	52	8.2	34,679	17,530	0.51	2,901	96.6	98.0
4月	32,484	272,167	10,965	97,918	50	7.7	36,539	16,182	0.44	2,714	96.5	98.3
5月	32,557	271,166	11,003	101,620	51	7.8	36,710	15,117	0.41	2,637	97.0	98.8
6月	32,637	269,880	11,052	99,343	54	8.1	35,852	14,910	0.42	2,680	97.1	98.7
資料 出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成7年	159.1	164.8	147.7	155.7	11.4	9.1	408,864	318,395	308,023	248,230	100,841	70,165
8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年7月	155.2	155.2	142.8	147.4	12.4	7.8	452,383	280,320	301,014	231,261	151,369	49,059
8月	151.0	156.6	139.0	148.5	12.0	8.1	312,040	260,538	299,639	233,253	12,401	27,285
9月	153.1	153.1	140.9	145.6	12.2	7.5	305,169	232,327	300,525	231,796	4,644	531
10月	152.7	153.2	140.1	145.3	12.6	7.9	307,531	233,006	302,250	232,567	5,281	439
11月	155.2	153.5	142.4	145.0	12.8	8.5	329,150	237,631	303,530	232,413	25,620	5,218
12月	153.7	155.3	140.4	146.1	13.3	9.2	740,378	501,514	303,678	237,780	436,700	263,734
18年1月	143.0	152.5	130.6	144.2	12.4	8.3	313,278	234,365	299,602	233,920	13,676	445
2月	151.7	150.8	139.1	142.5	12.6	8.3	306,980	233,105	301,252	231,760	5,728	1,345
3月	155.3	159.1	142.2	149.5	13.1	9.6	317,675	245,217	303,803	241,072	13,872	4,145
4月	157.7	156.8	144.4	148.1	13.3	8.7	314,527	237,202	306,310	234,229	8,217	2,973
5月	148.2	153.6	135.8	145.5	12.4	8.1	309,948	233,856	300,781	233,337	9,167	519
6月	159.6	155.9	147.0	148.5	12.6	7.4	581,699	397,052	303,577	233,180	278,122	163,872
資料 出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」95号 (琉球労働から通巻169号)
 2006年9月30日発行
 編集・発行 沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355
 http://www.pref.okinawa.jp/rosoci/
 発行人 石垣泰生
 印刷所 沖縄設計サービス(株)
 〒901-2126 浦添市宮城5丁目7番8号
 TEL(098)878-3241 FAX(098)879-1957